

(IC15-1) 土木学会学術文化事業審査基準

平成9年4月1日	制 定
平成13年5月21日	一部改正
平成18年2月21日	〃
平成19年12月6日	〃
平成22年1月22日	〃
平成23年1月20日	〃
平成24年7月27日	〃

(基準)

- 1 「土木学会学術文化事業規程」(以下、「規程」という。)第5条に定める土木学会学術文化事業運営委員会(以下、「委員会」という。)における審査は、この基準による。

(各種助成事業の審査基準)

2 助成事業の種別毎の審査基準

2. 1 一般型助成の審査は、一件毎に次の条件を考慮して行う。

- イ 「土木学会学術文化事業規程」(以下「規程」という。)第2条に規定された目的に合致していること。
- ロ 規程第3条第1号から第3号までに定める事業であること。
- ハ 多くの会員もしくは一般市民に関係する調査・研究あるいは事業であること。
- ニ 原則として、継続的に実施されている事業でないこと。
- ホ 助成申請額は、100万円以内であること。

2. 2 特別型助成の審査は、一件毎に次の条件を考慮して行う。

- イ 規程第2条に規定された目的に合致していること。
- ロ 規程第3条第4号および第5号に定める事業であること。
- ハ 原則として、継続的に実施されている事業でないこと。
- ニ 助成申請額は、原則として100万円以内であること。

2. 3 指定型助成の審査は、一件毎に次の条件を考慮して行う。

- イ 寄託等の目的および規程第2条に規定された目的に合致していること。
- ロ 規程第3条各号のいずれかに該当する事業であること。

附則(平成24年7月27日 理事会議決)

- 1 上記に規定されていない事項は、委員会の合議により決定する。
- 2 本審査基準の制定及び改正の経緯は、次のとおりである。

平成9年4月1日 企画調整委員会制定
平成13年5月21日 企画委員会一部改正
平成18年2月21日 企画委員会一部改正
平成19年12月6日 企画委員会一部改正
平成22年1月22日 企画委員会一部改正
平成23年1月20日 企画委員会一部改正
平成24年7月24日 企画委員会一部改正

- 3 本審査基準は、平成24年7月27日から施行する。